相続・遺言

ぜひ、ご自宅でゆっくりご覧ください!

干スかろ

令和 5 年 冬号 (I)

サポート行政書士の会

子供の父親が認知せずに亡くなりました。 もう認知してもらうことは無理ですか?





父親が亡くなった後でも、子供は死後認知を 裁判所に請求できます。

父親の死後認知とは、父親が亡く なった後に、父親と非嫡出子(法律上 の婚姻関係にない男女間に生まれた 子)との間で法律上の親子関係を発生 させる手続きのことです。この死後認 知を受けることにより、非嫡出子は、 父親の嫡出子と同等の権利が与えら れ、遺産を相続できるようになります。

まず、はじめの手続きとしましては、 非嫡出子が裁判所に父親の死後認知の 訴えを提起します。訴えが認められれ ば、死後認知が成立します。非嫡出子 本人以外では、その直系卑属までが認 知の訴えを提起が可能です。父親が死 亡してから 3 年以内に提起が必要な ことにも注意をしてください。

また、訴えを起こすためにはその根

拠となる証拠集めも必要です。例えば、 DNA 鑑定は重要な証拠となりますが、 死亡した父親の近親者は、突然現れた 非嫡出子をこころよく思わないことも 多く、DNA 鑑定に協力してもらえな い可能性が高いです。そのような場合 では、父親と母親が出会ってから妊娠、 出産、育児などの経緯を手紙や写真、 証言といった間接的な証拠で立証して いくことになります。

そして、実際の裁判が始まりましたら、 非嫡出子は死亡した父親の代わりにな る検察官を相手方に主張や反論を行っ て審理をすすめることになります。

その後、訴えが認められた場合には、 市区町村の窓口に判決書と確定証明書 を持参して死後認知の手続きをすすめ

ていきます。この手続きが完了します と、非嫡出子は嫡出子と同じ法律上の 地位をもつことになり、遺産分割協議 に参加できるようになります。

しかし、実際には、死後認知の判決 が決定されるまでには、ある程度の時 間が必要な場合が多いので、既に遺産 分割が終わっていることも多い現状が あります。この場合は、相続人に、相 続分の現金を請求することのみができ ます。また、相続税が発生する場合で は、非嫡出子が相続した財産額の割合 で相続税を納税する義務もあります。

死後認知は複雑な手続きです。自分 で行うこともできますが、専門家に依 頼することをおすすめします。

(行政書士兼 FP 飯田 利治)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。 希望者の方には無料相続相談会も開催しています。 日時、内容等、下記の各事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる

行政書士 飯田

〒278-0022

野田市山崎 2635-7 H·MレジデンスA棟315

電話:050-3748-0168 FAX: 050-3588-8093

https://tiidal68.jimdofree.com

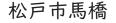
松戸市大谷口

行政書士半田事務所 はん だ

なお こ 半田 行政書士

〒270-0005 松戸市大谷口 265-1-409

電話:047-705-9088 FAX: 047-705-9088 https://handa-office.jimdofree.com



たかた行政書士事務所

たか た てつ ろう

行政書士 髙田

〒271-0051 松戸市馬橋 2422-1

ジュンパレス 305 電話:050-3743-5844

FAX: 050-3457-7090

https://office-takata.jp

ゆうちょ銀行の口座の相続で、特に注意点はありますか。



あまり知られていないようですが、 各相続人に分割振込みができません。

相続されるゆうちょ銀行の扱いについてのご質問ですね。。

以前に比べて、ゆうちょ銀行の相 続手続は分かりやすくになっていま す。具体的な流れについても、ゆう ちょ銀行または郵便局の窓口で親切 に教えていただけます。

注意しておきたいのは、口座の金額を受け取れるのは、代表相続人だけという点です。

亡くなった方の口座を相続するに は、基本的に3つの方法があります。

*

① 亡くなった方の口座を解約して 口座振込で受け取る方法 各相続人へ分割して口座振込は出来ず、代表相続人ひとりへの振込になります。

しかも、ゆうちょ銀行口座への振 込のみです。他の相続人へは遺産分 割の配分に従って、その後に分配す るということになります。

その前提で遺産分割協議書を作る ことをおすすめします。

*

② 亡くなった方の口座を解約して 払戻証書で受け取る方法

払戻証書は手続き完了後に郵送で 送られてきますので、ゆうちょ銀行 や郵便局の貯金窓口に証書を持参し て現金化するという流れになります。 多額の現金の場合は、持ち歩くリ スクを考えておく必要があります。

*

③ 亡くなった方の口座を解約せず に代表相続人に名義変更する方法

代表相続人がゆうちょ銀行口座を 持っておられない場合には名義変更 して、他の相続人へ口座振込が可能 になります。

また、定期貯金などがあれば、解 約せずにそのまま引き継ぐこともで きます。

*

ゆうちょ銀行に口座を持っている。 持っていない。持っていないから口 座を開設する。持っていないけど口 座を作りたくない。など、まず相続 人の方の意思が基本になります。

そのうえで遺産分割協議書を作成 することが大切です。ぜひ、専門家 の意見を聞いてみてください。

(行政書士兼 FP 高田 哲朗)

いとこが相続放棄しているか、 調べることはできますか?



いとこに直接聞くこと以外に、家庭裁判所 った問い合わせるという方法があります。

「相続放棄」とは、相続権を持つ法 定相続人が、亡くなった方(被相続人) の遺産の一切を相続しないことです。 これは、家庭裁判所に申述して初め て認められます。

先順位相続人であるいとこには、 相続放棄の申述をしたかしないかを 次順位相続人であるあなたへ連絡す る義務はありません。しかし、相続 放棄をしているならば、プラスの遺 産ではなく、借金などマイナスの遺 産の方が多い可能性が高いでしょう。 相続放棄の手続きは、相続権が自分 に回ってきたことを知った日から 3 か月と短いので、いとこが相続放棄 したかどうかは大変気になるところ ですね。

いとことの関係が疎遠でなく、連絡が取れるなら直接聞くことが一番 簡単ですが、そうでない場合は、家 庭裁判所に照会手続きをとることが できます。

相続放棄の照会ができるのは、相 続人か被相続人の利害関係人(例え ば債権者など)です。申請は、被相 続人が亡くなった住所地を管轄する 家庭裁判所に行います。必要書類(照 会申請書、被相続人等目録、被相続 人の住民票除票、戸籍謄本、住民票、 その他)を揃え、管轄裁判所に出向 いても郵送でもできます。その後、家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」の写しが送られてきて確認することができます。注意すべきは、家庭裁判所によって相続放棄申述の照会可能期間が異なることです。必ず管轄裁判所に問い合わせてください。

(行政書士 半田 直子)